

指定通所介護事業 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ネバーランド福祉会が開設するネバーランドデイサービスセンター(以下「通所介護事業所」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者(以下「職員」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・改善並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ネバーランドデイサービスセンター
- (2) 所在地 姫路市船津町5271-16

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名 事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員：2名 それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行い、自らも介護サービスを提供する。
- (3) 看護職員：2名以上 利用者の健康管理を行い、又機能訓練指導員とし適切な機能訓練を行う。
- (4) 介護職員：3名以上 通所介護計画に基づき個々に応じた介護サービスを提供する。
- (5) 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための
：2名以上 訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、次の日程を除く。
12月30日から1月3日
- (2) 営業時間 8時30分～16時45分とする。
- (3) サービス提供時間 9時00分～16時30分とする。
家族送迎の場合は17時まで延長可能とする。

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

通常規模型通所介護 1日 20名
(介護予防・日常生活支援総合事業を含む)

(指定通所介護の内容と料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

2. 指定通所介護事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (3) 食費
- (4) おむつ代
- (5) 特別な行事等に係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認めらる費用

3. 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(個別計画の提出)

第8条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第9条 通所介護事業者は、利用者に対する通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 通所介護計画
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通常の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

姫 路 市	船津校区・豊富校区・山田校区・砥堀校区・香寺町
福 崎 町	全 域
加 西 市	北条町黒駒・富田校区・市村町・西上野町・山下町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにする。又、当日やむを得ぬ事情で欠席する場合は、前日の17時までに欠席の旨の連絡をすることとする。尚、キャンセル料が発生する場合がある。
- (2) 入浴サービスの利用にあたっては、到着後の健康チェックにおいて異常がみられた場合は入浴を中止する場合がある。
- (3) 給食サービスの利用にあたっては、食事形態等をあらかじめ指定し、当日の体調等に変化が生じた場合すみやかに申し出るようにする。
- (4) 機能訓練サービスの利用にあたっては、事故防止の観点からも無理せず指導員の指示に従うようにする。
- (5) 送迎サービスの利用にあたっては、可能な限り車の通行しやすい場所で待つこととする。また道路の交通事情等で時間のズレが生じることも考慮する。

(緊急時における対処方法)

第12条 職員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法に準拠して消防計画を別に定め、また非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。

(苦情処理)

第14条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備する。
 - (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。
2. 事業所は、サービス提供中に職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこととする。

2. 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文章

で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3. 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
4. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
5. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
6. 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第17条 通所介護事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ネバーランド福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

改定	平成24年	4月	1日
改定	平成24年	8月16日	
改定	平成24年	10月16日	
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成27年	8月	1日
改定	平成28年	7月	1日
改定	平成30年	9月	1日
改定	平成31年	3月	1日
改定	令和 3年	4月	1日
改定	令和 3年	7月	1日
改定	令和 4年	8月	1日
改定	令和 5年	12月	1日
改定	令和 8年	6年	1日

介護予防・日常生活支援総合事業 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ネバーランド福祉会が開設するネバーランドデイサービスセンター（以下「通所介護事業所」という）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の各事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「職員」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・改善並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者または姫路市総合事業にあっては事業対象者に対し、適正な姫路市総合事業のサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援者、事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 ネバーランドデイサービスセンター
- （2）所在地 姫路市船津町5 2 7 1－1 6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：1名 事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員：2名 それぞれの利用者に応じて総合事業介護計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行い、自らも介護サービスを提供する。
- （3）看護職員：2名以上 利用者の健康管理を行い、又機能訓練指導員とし適切な機能訓練を行う。
- （4）介護職員：3名以上 総合事業介護計画に基づき個々に応じた介護サービスを提供する。
- （5）機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
：2名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営 業 日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、次の日程を除く。
12月30日から1月3日
- （2）営業時間 8時30分～16時45分とする。
- （3）サービス提供時間 9時00分～16時30分とする。
家族送迎の場合は17時まで延長可能とする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

ア 姫路市総合事業

1日 20名

(通常規模型通所介護を含む)

(事業の内容と料金その他の費用の額)

第7条 姫路市総合事業の内容は次のとおりとし、姫路市総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものまたは姫路市総合事業にあっては、姫路市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

2. 姫路市総合事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 姫路市総合事業に通常要する時間を超える姫路市総合事業であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の姫路市総合事業に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用

(3) 食費

(4) おむつ代

(5) 特別な行事等に係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認めらる費用

3. 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(個別計画の提出)

第8条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者(地域包括支援センター)から総合事業介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第9条 通所介護事業者は、利用者に対する総合事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

1 総合事業介護計画

2 提供した具体的なサービス内容等の記録

3 市町村への通知に係る記録

4 苦情の内容等の記録

5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(通常の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

姫 路 市	船津校区・豊富校区・山田校区・砥堀校区・香寺町
福 崎 町	全 域
加 西 市	北条町黒駒・富田校区・市村町・西上野町・山下町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者および事業対象者は姫路市総合事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにする。又、当日やむを得ぬ事情で欠席する場合は、前日の17時までに欠席の旨の連絡をすることとする。尚、キャンセル料が発生する場合がある。
- (2) 入浴サービスの利用にあたっては、到着後の健康チェックにおいて異常がみられた場合は入浴を中止する場合がある。
- (3) 給食サービスの利用にあたっては、食事形態等をあらかじめ指定し、当日の体調等に変化が生じた場合すみやかに申し出るようにする。
- (4) 機能訓練サービスの利用にあたっては、事故防止の観点からも無理せず指導員の指示に従うようにする。
- (5) 送迎サービスの利用にあたっては、可能な限り車の通行しやすい場所で待つこととする。また道路の交通事情等で時間のズレが生じることも考慮する。

(緊急時における対処方法)

第12条 職員等は、姫路市総合事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 利用者および事業対象者に対する姫路市総合事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法に準拠して消防計画を別に定め、また非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。

(苦情処理)

第14条 提供した姫路市総合事業に係る利用者および事業対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 利用者及び家族からの苦情処理体制を整備する。
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (6) その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

2. 事業所は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等に関する事項）

第16条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2. 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
3. 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
4. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
5. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
6. 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人ネバーランド福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

改定	平成24年	4月	1日
改定	平成24年	8月16日	
改定	平成24年	10月16日	
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成27年	8月	1日
改定	平成28年	7月	1日
改定	平成29年	4月	1日
改定	平成30年	9月	1日
改定	平成31年	3月	1日
改定	令和 1年	6月	1日
改定	令和 3年	4月	1日
改定	令和 3年	7月	1日
改定	令和 4年	8月	1日
改定	令和 5年	12月	1日
改定	令和 8年	6年	1日